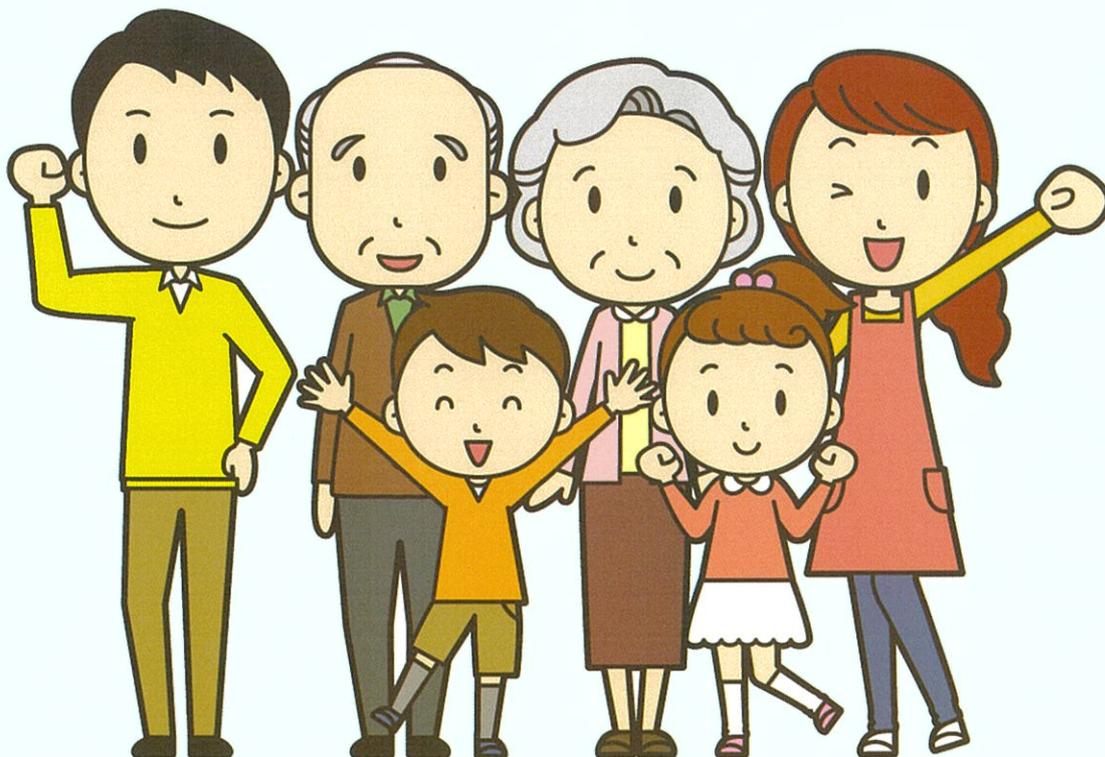


ほご 保護のしおり

～生活保護を申請される方へ～



あなたの地区の担当員（ケースワーカー）は、

です。

あなたの地区の民生委員は、

さんです。

生活保護とは

私たちは、生活しているうちに、高齢や病気などで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産などを処分するなどやりくりをしても、どうしても生活ができなくなることがあります。

生活保護は、このような時に、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度です。

次の法律がもとになっています。

【日本国憲法第25条】国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要の保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護を受けるには

1 資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず自分達の生活のために処分するなどして活用できるものは活用することが要件となります。

ただし、現在お住まいの住宅や障がいなどのため特に必要な自動車、生命保険などは、一定の条件のもとにその保有が認められる場合があります。

2 能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

なお、暴力団員は生活保護の要件を満たしていないため、原則として保護を受けることはできません。

3 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（年金、手当（児童扶養手当など）、健康保険、雇用保険、恩給、労災など）で活用できるものがあるときは、それが優先します。

4 扶養義務者の援助

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）からの援助を受けることができるときはそれが優先します。

保 護 の 内 容

保護には、次の8種類の扶助があります。

- (1) **生活扶助** 毎月の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- (2) **教育扶助** 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。
- (3) **住宅扶助** 家賃・地代または住宅の修理などの費用です。
- (4) **医療扶助** 病気やけがの時の診察、薬剤などの費用です。
- (5) **介護扶助** 介護サービスが必要な場合の費用です。
- (6) **出産扶助** 出産に要する費用です。
- (7) **生業扶助** 技能を身につけたり就職の支度などに必要な費用です。
(高等学校で必要な学用品代、通学費などの費用を含む)

(8) **葬祭扶助** 葬祭に要する費用です。

支給方法は金銭で支給される場合（金銭給付）と介護費、医療費のように福祉事務所が
 かわって支払をする場合（現物給付）があります。

また、このほかに、臨時的な生活の必要に応じて一時扶助（被服費や転居費用、通院する際の交通費など）を支給する場合があります（事前に申請していただき、生活状況や通院状況を踏まえた上で、支給の有無を個別に判断することとなります。）

保 護 の 決 め 方

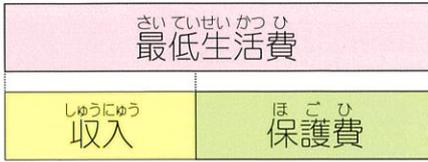
保護は原則として、世帯（暮らしを共にしている家族など）を単位にして、その世帯の最低生活費と世帯員全員の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

最低生活費 その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費です。

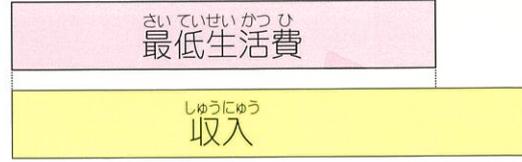
収入 働いて得た収入、年金・手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入をいいます。



ほご う ばあい
保護が受けられる場合
 しゅうにゅう さいていせいかつひ み
 (収入が最低生活費に満たないとき)



ほご う ばあい
保護が受けられない場合
 しゅうにゅう さいていせいかつひ うわまわ
 (収入が最低生活費を上回るとき)



生活保護が決定されるまで

申請

生活保護を受けるには、原則として本人が扶養義務者または同居のその他の親族の申請が必要です（申請主義）。
 申請するときは、申請書に必要事項を記入し、町村役場（若しくは福祉事務所）に提出してください。

調査

申請されると福祉事務所の担当員が、家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。具体的には、現在の生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況、収入、資産、今までの生活状況、その他保護の決定に必要な事項について調査します。また、必要がある場合は、銀行、生命保険会社や勤め先など関係先の調査を実施します。なお、調査にご協力いただけないことによって、保護が必要かどうかの判定ができないときは、保護が受けられない場合があります。

決定

調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また必要ならどの程度のものかを、申請のあった日から14日以内（特別な理由のある場合は30日以内）に決定し、文書で通知します。

申請してから決定通知のあるまでの間に次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。また、困ったことや分からないことがあれば福祉事務所に相談してください。

- 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなどすべての収入）
 - 家族に変動があったとき（出生、死亡、転入、転出）
 - 入院、退院したとき
 - その他、生活の状況が変わったとき
- 福祉事務所長の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

保護が開始された場合

原則として、毎月5日にその月分の保護費が金銭で支給されます。介護費や医療費については福祉事務所が直接、介護機関や医療機関に支払います。

保護を受けたときの権利

保護を受けている人には次の権利があります。

- (1) 正当な理由がないのに、保護を止められたり、保護費を減らされたりすることはありません。
- (2) 福祉事務所から受けた保護金品に対して、税金をかけられることや差し押さえられることはありません。

保護を受けたときの義務

(1) 届出の義務 (法第61条)

あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動のあったときは、すぐに福祉事務所に届け出てください。未成年（高校生を含む）のアルバイト収入についても届出が必要です。届出内容の確認のために、必要に応じて課税調査などを実施します。

(2) 指導・指示に従う義務 (法第62条)

あなたの生活状況に応じて、適切な保護を実施するために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わないときには保護が受けられなくなることがあります。

(3) 生活上の義務 (法第60条)

勤労に励み、支出の節約を図りその他生活の維持、向上に努めなければなりません。

(かけごと、パチンコなどの遊興を慎み、計画的に保護費を使わなければなりません。)

(4) 譲渡禁止 (法第59条)

保護を受ける権利は他人にゆずりわたすことはできません。

(5) 自動車の保有と他人名義の自動車の使用の禁止

原則として、自動車の保有および使用は認められていません。



保護費を返していただく場合

(1) 保護費の返還 (法第63条)

急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護金を資力の範囲内で返還していただくことがあります。

例えば次のような場合に保護費を返還していただくことがあります。

- ・年金や各種手当をさかのぼって受け取ったとき
- ・資産を売却したとき
- ・生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ・交通事故等の賠償金を受け取ったとき

(2) 不正受給の費用徴収と罰則 (法第78条・法第85条)

事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取ったときには、保護費を徴収させていただきます。

また、法律により罰せられることがあります。

病院へかかるときは

- (1) 新たに病院にかかるときには福祉事務所（町村役場）に申請してください。必要な書類をお渡ししますので、それをもって病院にかかってください。
- (2) 緊急に病院にかかる必要がある時は、とりあえず病院にかかって、福祉事務所と連絡ができるようになったら、すぐに連絡してください。
- (3) 病院から治療材料（コルセット、メガネなど）施術（はり、きゅう、マッサージなど）が必要だと言われた場合は福祉事務所に相談してください。
- (4) 生活保護受給中は、国民健康保険証および後期高齢者医療（国民健康保険以外の保険の適用がある時を除く）・重度障害者医療・乳幼児医療は使えなくなります。保護が決定したら、保険証、受給者証は役場にお返しください。
- (5) 会社などの健康保険証は引き続き使用してください。生活保護を受けるようになると、従来の本人・家族の一部負担金は福祉事務所で負担しますが、上記（1）～（3）の手続きが必要です。
- (6) 生活保護受給中は、できるだけ後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用してください。



介護サービスを受けるときは

介護サービスを受ける時には、要介護認定および介護サービスの計画が必要となりますので、福祉事務所に相談してください。

減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、手続きが必要です。

- ・住民税……………市町村税務関係窓口
- ・固定資産税……………市町村税務関係窓口
- ・国民年金保険料……………市町村年金関係窓口
- ・公立高校授業料……………在学中の高等学校
- ・NHK放送受信料……………放送局または集金人

地区担当員と民生委員

(1) 地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）は、家庭訪問などをして生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、あなたの世帯が一日も早く自分たちの力で生活できるよう助言や指導を行います。疑問な点があるときなどは気軽に相談してください。

(2) 民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて社会福祉全般にわたって、みなさんの相談相手となる人です。

福祉事務所と協力関係にありますので安心して相談してください。
相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。

